

成人式はどうなる



成人式の時期や在り方に関しては、現在、法律による決まりはなく各自治体の判断で実施されています。錦江町ではこれまで通り20歳の方を対象として「二十歳の集い」と名称を改めて記念式典を開催します。

少年法も改正されます



18、19歳は「特定少年」として少年法の適用を受けますが、刑事裁判の対象も拡大され、強盗や強制性交、放火などの犯罪も対象となります。また起訴された場合は実名や顔写真で報道される可能性もあります。

結婚年齢の変更



女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳となります。令和4年4月1日現在で16歳以上の女性は18歳未満でも結婚することができますが、従来通り父母の同意が必要となります。

国民年金の加入年齢



加入年齢に変更はなく20歳からとなります。国民年金は会社員や公務員以外の20歳から60歳までのすべての人に加入義務がある年金です。20歳になると案内が届きますので、それに沿って保険料を納めましょう。

2022年4月、20歳から18歳へ

成年年齢引き下げ

～知っておきたい消費者トラブル～

2022年4月1日から、民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年年齢引き下げにより変わることや、消費者トラブルに遭わないために知っておきたいことなど、これから成人を迎える人、また新成人の親世代などの大人が正しい知識を身に付け、トラブルを未然に防ぎましょう。



日本での成人年齢の移り変わり

日本での成人年齢は奈良時代の「元服」や「髪上げ」が起源とされています。当時は年齢の決まりはなく、男性は12歳から16歳までの間に成人を象徴する冠をつけ、一人前になったことを示す「元服」の儀式を行いました。女性も12歳から16歳までの間に髪を結って裳という衣服を着用する「髪上げ」や「裳着」の儀式を行いました。江戸時代になると男女ともに「元服」と呼ばれるようになりましたが、年齢については定めはありませんでした。

明治9年に兵役と課税対象者の年齢を定めるために太政官布告が出され、この時に初めて20歳を成年年齢にすることとなります。そして、明治29年に制定された民法にも引き継がれ、現在に至ります。

それから146年間、成年年齢は民法で20歳とされてきましたが、選挙権年齢や国民投票の投票権年齢が18歳と定められました。18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらったための政策が進められてきました。こうした流れを受け民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が18歳に変わりました。

成年年齢引き下げで変わること・変わらないこと

民法の成年年齢には「一人でも有効な契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。未成年の場合は、携帯電話を契約する、一人暮らしのための部屋を借りる、クレジットカードを作成する、ローンやクレジットカードを借るときの親の同意が必要ですが、成年に達すると親の同意もなく、自分一人で契約ができるようになります。また、親権に服する

成年（18歳）になるとできること

- 親の同意がなくても契約ができる
(例) 携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、部屋を借りる
- 10年有効のパスポートを取得できる
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取得できる
- 性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受けられる

20歳にならないとできないこと

- 飲酒をする
- 喫煙をする
- 競馬の馬券、競輪、オートレース、競艇の投票券の購入
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車運転免許の取得

ことがなくなる結果、自分の住む場所や進学・就職などの進路を自分の意思で決めることができるようになります。そのほか、10年有効パスポートの取得、公認会計士や司法書士などの国家資格を取る、性別の取り扱いの変更審判を受けることなども18歳でできるようになります。一方、成年年齢が18歳に引き下げられても、飲酒や喫煙、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）に関する年齢制限については、これまでと変わらず20歳です。健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、現状維持となっています。

懸念される新成人の消費者トラブル増加

契約とは、当事者双方の意思表示が合致することによって成立する法的な約束で、「売ります」「買います」と双方が合意すれば口頭でも成立します。一旦成立した契約は自分の都合で勝手にやめることはできないため、契約をする前に契約内容をよく理解し、冷静に判断することが大切です。未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、民法で定められた「未成年者取消権」により、原則として契約を取り消すことができます。この取消権は未成年者を保護する役割を果たしていますが、成年になると適用されなくなり、契約を結ぶかどうかを自分で決め、契約に対して責任を負うのも自分自身になります。成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま安易に契約を結んでしまう傾向に



トラブルに巻き込まれてしまったときの相談窓口

鹿屋市消費生活センター
 電話番号 0994-31-1169
 相談時間 (土日、祝日、年末年始は休み)
 8時半～12時、13時～16時
 所在地 鹿屋市北田町3-3

あります。国民生活センターによると、成人になりたての若者（20歳～24歳）の消費生活相談件数は、未成年（18、19歳）に比べ、約1.5倍と大幅に増えています。成年年齢引き下げにより18歳から新成人となる若者は、現在の新成人よりさらに社会経験が不足しているため、起こりうる消費者トラブルや対策について、より知識を深めることが非常に重要となります。トラブルを防ぐために事前に家族や周りの大人へ相談することも重要です。また、トラブルに巻き込まれた場合でも「消費者センター」などの相談窓口もあります。自立するということは、自分一人で決める事ではなく、信頼できる相談先や相談相手を持つことです。